

平成28年11月定例月議会

議 案 説 明

- 議案第 38 号 平成 28 年度四日市市一般会計補正予算（第 6 号）  
から  
議案第 56 号 市道路線の認定について  
まで  
並びに  
報告第 10 号 市長専決処分事項の報告について  
及び  
報告第 11 号 議決事件に該当しない契約について

ただいま上程されました議案及び報告についてご説明申し上げます。

議案第 38 号は、本市一般会計補正予算第 6 号案であります。

今回の主な内容は、職員の給与改定等に伴う人件費、国・県から補助決定のあった事業費の補正、国の第 2 次補正予算に伴う臨時福祉給付金給付事業費、内部・八王子線運行事業費などの補正であります。そのほか、台風 16 号による災害復旧事業費を計上しており、歳入歳出予算のほか、繰越明許費、債務負担行為及び地方債の補正を行おうとするものであります。

歳入歳出予算につきましては、26 億 6789 万 6000 円の増額で、補正後の予算額は、1115 億 9946 万 6000 円となります。

以下、歳出各款にわたり、主な内容についてご説明申し上げます。

第 1 款 議会費は、人件費の減額補正であります。

第 2 款 総務費は、過年度 国県支出金等返還金及び都市基盤・公共施設等整備基金積立金の増額補正などであります。

第 3 款 民生費は、臨時福祉給付金給付事業費や地域型保育事業費などの増額補正、民間社会福祉施設等整備助成事業費や介護保険特別会計繰出金などの減額補正であります。

第 4 款 衛生費は、清掃総務一般管理経費や人件費の増額補正など

であります。

第5款 労働費は、人件費の減額補正であります。

第6款 農林水産業費は、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業費補助金の計上などであります。

第7款 商工費は、人件費の増額補正であります。

第8款 土木費は、社会資本整備総合交付金事業や内部・八王子線運行事業費などの増額補正や優良建築物等整備費などの減額補正であります。

第9款 消防費は、人件費の減額補正であります。

第10款 教育費は、スクールシャトルバス運行事業費や人件費の減額補正であります。

第13款 災害復旧費は、平成28年発生 土木災害復旧事業費の計上であります。

以上、歳出の概要をご説明申し上げましたが、歳入につきましては、歳出各款に関する特定財源を補正するほか、市有地売払収入を計上するとともに、前年度からの繰越金を追加計上して、収支の均衡を図っております。

なお、本年度事業のうち、臨時福祉給付金給付事業費、準用河川改修事業費及び平成28年発生 土木災害復旧事業費などについて、翌年度に繰り越して使用するための繰越明許費を計上しております。

また、債務負担行為につきましては、施設保守管理委託等に要する経費や、業務・事務処理委託等に要する経費などを計上しております。

議案第39号から議案第44号までは、特別会計及び企業会計の補正予算案であり、以下、主な内容についてご説明申し上げます。

国民健康保険特別会計は、診療報酬明細書内容点検等業務委託費の債務負担行為の計上であります。

食肉センター食肉市場特別会計は、清掃業務委託費の債務負担行為

の計上であります。

介護保険特別会計は、給付費支払準備基金積立金などの増額補正のほか、納入通知書等印刷、封入・封緘業務委託費の債務負担行為の計上であります。

水道事業会計は、機械警備保安業務委託費などの債務負担行為の計上であります。

市立四日市病院事業会計は、透析室他の改修事業に係る病院施設整備費の減額補正並びに債務負担行為の期間及び限度額の補正などの計上であります。

下水道事業会計は、管渠布設費及び処理場築造費の減額補正のほか、水質分析業務委託費などの債務負担行為の計上であります。

続きまして、条例その他の議案等についてご説明申し上げます。

議案第45号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については、人事院の勧告に準じ、議員の期末手当の支給月数を引き上げようとするものであります。

議案第46号 市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正については、人事院の勧告に準じ、市長及び副市長の期末手当の支給月数を引き上げようとするものであります。

議案第47号 職員給与条例の一部改正及び 議案第48号一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正については、人事院の勧告に準じ、職員及び一般職の任期付職員の給与等をそれぞれ見直そうとするものであります。

議案第49号 職員退職手当支給条例の一部改正については、雇用保険法の一部改正に伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

議案第50号 地域総合会館あさけプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正については、住民の利用に供する施設として、第2

小ホールを追加すること等に伴い、関係する規定を整備しようとするものです。

議案第 5 1 号 こども園条例の一部改正については、塩浜西保育園と塩浜幼稚園を統合し、塩浜こども園を設置することに伴い、関係する規定を整備しようとするものであります。

議案第 5 2 号 三泗鈴亀農業共済事務組合の解散に伴う承継事務の処理に関する条例の制定については、組合の解散に伴い、四日市市が承継する事務の処理に関し、必要な事項を定めようとするものであります。

議案第 5 3 号 農業委員会の委員等の定数に関する条例の制定については、農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、議会の同意を得て市長が任命する農業委員会の委員等の定数を定めようとするものであります。

議案第 5 4 号 工事請負契約の締結については、児童発達支援センターあけぼの学園移転整備造成工事について、請負契約を締結しようとするものであります。

議案第 5 5 号は、公の施設の指定管理者の指定の議案でありまして、近鉄四日市駅南自転車等駐車場及び近鉄四日市駅北自転車等駐車場について、指定管理者を指定しようとするものであります。

議案第 5 6 号 市道路線の認定については、道路法に基づき、開発行為によるときわ 6 2 号線ほか 3 3 路線の認定を行おうとするものであります。

報告第 1 0 号については、地方自治法第 1 8 0 条第 2 項の規定に基づき、6 件の専決処分事項を報告するものであります。

報告第 1 1 号については、議決事件に該当しない契約についての報告に関する条例に基づき、6 件の契約を報告するものであります。

以上が各議案等の概要であります。

どうかよろしくご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。